



Grant Thornton

An instinct for growth™

税関手続き、輸出入取引、税務および労務 に関する最新ガイダンス情報

18 May 2015

税関手続きに関する最新ガイダンス情報

2015年3月25日、財政省は、輸出入物品に対する税関手続き、税関検査・監視、輸出入関税および租税管理に関するCircular No. 38/2015/TT-BTCを発行しました。

Circular No. 38/2015/TT-BTC は2015年4月1日から発効します。

以下のような留意すべき新しい点があります。

各種税務・税関手続きの廃止:

- この Circular により以下のCircular が廃止されます。Circular No. 94/2014/TT-BTC、Circular 22/2014/TT-BTC、Circular 128/2013/TT-BTC、Circular 196/2012/TT-BTC、Circular 186/2012/TT-BTC、Circular 183/2012/TT-BTC、Circular 15/2012/TT-BTC、Circular 190/2011/TT-BTC、Circular 45/2011/TT-BTC、Circular 45/2007/TT-BTC、Circular 13/2014/TT-BTC、Circular 175/2013/TT-BTC、Circular 237/2009/TT-BTC。
- 加工契約書・付属書類の通知および通知受理、輸出製品加工・製造用標準使用量の通知、通知受理および修正、加工契約書毎の原料・資材の清算手続きなどの手続きが廃止されます。

輸出製品の加工・製造のために輸入する物品の税関手続き:

- 毎年、遅くとも会計年度末から90日以内に、税関申告者は、会計年度内の原料・資材・機械・設備の使用状況および物品の輸出状況に関する年次定期報告を管轄当局へ提出する必要があります。
- 輸出加工企業(EPE)に対しては、税関当局は2015年第一四半期報告の提出を求めません。

- (Circular No. 38/2015/TT BTC の発効日である)2015年4月1日より前に税関当局へ通知済みの加工契約、および、2015年4月1日より前に申告済みの輸出製品製造のために輸入する物品の輸入申告書に関して、まだ年次報告を提出していないものについては、Circular No. 38/2015/TT BTCの第60条の規定に基づいて年次報告を行います。

電子税関手続き実施による税関手続き実施の簡素化:

- 税関当局は、システム上の電子税関申告書の情報を使用して、税関手続きおよび関連諸手続きを実施します。税関申告者に対して、紙の税関申告書提出を要請してはなりません。

輸出入物品に対する課税時点および税額計算に適用する為替レート:

- 輸出関税・輸入関税の申告義務は、税関申告の届出時に発生します。
- 税関総局は、ベトナム銀行(Vietcombank)からの協力を得て、ベトナム銀行本店における木曜日、または、木曜日が休祝日の場合はその直前営業日の電信買い相場終値を更新していきます。この為替レート情報を税関総局のウェブサイトで公表し、かつ、電子税関データシステム内でも更新して、翌週に申告される税関申告書での税額計算に適用すべき為替レートとして使用します。



関税手続きに関する最新ガイダンス情報 (続き)

輸出加工企業(EPE)による輸出権、輸入権、流通権による輸出入物品に対する税関手続き:

- 2007年2月12日付け政令 Decree No. 23/2007/ND-CP の規定によりベトナムにおける物品売買および物品売買活動に直接関連する各種活動の実施を認められた EPE は、**記帳を区別する必要があり、製造活動と一緒に記帳してはいけません。更に、輸入権、輸出権、流通権に基づく輸出入物品の保管場所を区別する必要があります。**
- EPE による輸出製品製造に対して適用される投資優遇、税務優遇およびその他財務優遇は、EPE による物品売買活動および物品売買活動に直接関連する各種活動に対しては**適用されません。**

**EPEによる輸出入権の実施に関わる税関手続きについては、以下のよう
な事項に留意すべきです。**

- EPEは、電子税関申告書の「ライセンス番号」の欄に、輸出入権の登録を行う外国投資企業による物品売買活動および物品売買活動に直接関連する各種活動に対する管轄当局によるライセンス番号の情報を記入する必要があります。
- EPEの輸入権による輸入済み物品に対する税関手続き:**
 - 国内企業(非EPE)への販売に際しては、税関手続きは**不要です。**
 - 他EPEまたは非関税区内の企業への販売に際しては、見なし輸出入の税関手続きを適用します。

輸出権を実施するEPEの物品に対する税関手続き:

- 国内(非EPE)から購入した物品を輸出する場合、国内企業(非EPE)からの購入に際して**税関手続きは不要です。**輸出の際には、輸出取引物品と同様の手続きを行います。
- 他EPEから購入した物品を輸出する場合、他EPEからの購入に際しては、国内企業(非EPE)がEPEから購入する場合と同様の手続きを行います。輸出の際には、輸出取引物品と同様の手続きを行います。対象になる場合は、税金の申告計算を行います。



輸出入取引に関する最新ガイダンス情報

製造過程から回収された廃材・廃棄物の輸出、および、製品保証のための部品・資材の輸入に対する外国投資企業の輸出入活動に関する2015年4月17日付け工商省 Official Letter No. 3765/BCT-XNK

投資証明書に規定された製品の製造工程実施のために機械設備への投資を行う企業の廃材・廃棄物の輸出

- （投資証明書に記載されている）製品の製造過程から回収された廃材・廃棄物は企業の所有物であり、国内市場での販売や輸出など法令の諸規定に沿った形態により処分する権限を持ちます。
- この Official Letter によれば、外国投資企業が廃材・廃棄物を輸出する場合に投資証明書への品目追加を求めないという税関総局の意見に工商省も同意しています。

（無償）製品保証のための部品・資材の輸入

- 国際慣行および物品売買の実際に従い、工商省は以下の意見を述べています。通常、製造者は、製造者の製品を購入する顧客に対して、**無償で一定の条件を伴う保証期間**（以下では略して製品保証と呼ぶ）を誓約します。この製品保証は、修理、故障した部分・部品の交換、または、新品との交換など、自社が製造販売する製品に対する製造者の誓約内容により幾つかの形態により実施されます。従って、原則的には、部品や資材の品目名、種類、または、HSコードを企業の投資証明書や事業ライセンスへ追記する必要は無いという税関総局の意見に同意しています。

不正取引防止のために 工商省は、同時に、上述の製品保証目的の部品・資材輸入を厳しくチェックするための税関書類手続きおよび管理方法を研究するよう税関総局へ提議しています。

EPE の輸入権に基づく他 EPE からの輸入、および、その後の非関税区分への輸出に関わる手続きおよび税務処理に関する2015年4月8日付け税関総局 Official Letter No. 3149/TCHQ-GSQL

輸入権に基づく輸入物品の税関手続きについて:

- EPE による輸出権、輸入権、流通権に基づく輸出入物品の税関手続きに関する2015年3月25日付け財政省 Circular No. 38/2015/TT-BTC の第77条の規定に従い実施します。

税務政策について:

- 輸入関税の還付については、（輸入関税および付加価値税を納付した）EPE の輸入権に基づき輸入した物品を非関税区分へ輸出する場合、輸入関税の還付申請をすることができます。
- 還付申請書類は、Circular No. 38/2015/TT-BTC の第122条の規定に従い実施します。



税務に関する最新ガイダンス情報

外国人の個人所得税確定申告修正に関する2015年3月30日付け税務総局 Official Letter No. 1076/TCT-TNCN

2013年7月6日から2014年9月19日までの期間にベトナムで働いた外国人の場合に対して、税務総局が具体的ガイダンスをしています。

- **最初の申告年度** (2013年7月6日から2014年7月5日までの期間)
183日以上ベトナムに滞在したのであればベトナム居住者と見なされて、最初の個人所得税確定申告を行う際には累進税率が適用されます。
- **申告年度2年目** (2014年1月1日から2014年9月19日までの期間)
当該外国人がベトナム居住者の条件を満たす場合、個人所得税確定申告を行う際には累進税率が適用されます。

当該外国人がベトナム居住者の条件を満たさない場合、個人所得税確定申告を行う際には給与所得に対して20%の税率が適用されます。

輸出サービスに対するコマーシャル・インボイス使用に関する2015年3月30日付けホーチミン市税務局 Official Letter No. 2783/CT-TTHT

2014年9月1日以降 電子商取引の手段を介して外国へサービスを輸出する場合は、コマーシャル・インボイスを使用して、販売済み物品サービスのインボイス・証票申告様式 (Form 01-1/GTGT) に記入するインボイス番号および日付は、コマーシャル・インボイスの番号および日付になります。

2015年1月1日以降 申告様式 (Form 01-1/GTGT) に含まれていた上述のインボイス・証票申告様式およびその他明細表は廃止されたので、コマーシャル・インボイスの情報を記入する必要はなく、コマーシャル・インボイスの取引額を申告様式 (Form 01-1/GTGT) に記入するだけです。

労働者を雇用する会社が支払う家賃を個人所得税課税所得へ含めることに関する2015年4月13日付け税務総局 Official Letter No. 1348/TCT-TNCN

税務総局のガイダンス内容は以下の通りです。

- **日本の親会社が日本人従業員をベトナムへ赴任させ** (赴任した従業員は、親会社での役職を持たず、また、親会社での何らの仕事も担当していない)、**月給を親会社が支払う場合**についてです。
- ベトナムの子会社は日本の親会社に対して上記月給の精算をする必要がなく、同時に、**ベトナムの子会社が従業員へ別途給与と家賃を支払う場合**、ベトナムの子会社が実際に支払う家賃額を個人所得税課税所得へ含めますが、**日本の親会社およびベトナムの子会社が支払う課税所得総額** (家賃額を含まない金額) の15%を上限とします。

上記ガイダンスに基づいて外国人労働者に対する個人所得税の税額計算を精査されることをおすすめ致します。



労務に関する最新ガイダンス情報

労働時間・休憩時間に関する2015年4月13日付け労働・傷病兵・社会省Official Letter No. 1290/LDTBXH-LDTL

労働時間・休憩時間について

- 「8時間連続で働く」という表現は、時間について連続した8時間(労働時間として計算されるシフト内での休憩時間を含む)の間働くことを意味します。
- 労働時間内の休憩は、連続して働くシフト内(3シフト制の場合は8時間シフト、4シフト制の場合は6時間シフト)で適用されます。
- 現行法では、労働時間の長さの上限に関する規定があるだけで、シフトの開始時間に関する規定はありません。従って、シフトの開始時間は、会社が就業規則で規定します。
- 現行法では、昼食時間を労働時間として計算するという規定はありません。連続して働くシフト内では、昼勤務シフトの場合は最低30分間、夜勤務シフトの場合は最低45分間の休憩時間を設ける必要があるという規定があるだけです。労働時間内のこの休憩時間は労働時間として計算します。

有給休暇の給与計算に関する2015年4月13日付け労働・傷病兵・社会省Official Letter No. 1287/LDTBXH-LDTL

年間有給休暇日の給与計算について

- 有給休暇に時間外労働を行う労働者は、給与の時間単価、または、従事している仕事により実際に支払われている給与に基づいて計算した最低300%の給与支払いを受けます。日給の労働者に対しては、別途、有給休暇の給与があります。

- 未消化の年間有給休暇を現金清算する際の支払額は、現金決済をする直前6か月の労働契約に基づく平均給与額を、現金決済をする前月の会社が規定する通常勤務日数で割り、未消化の年間有給日数をかけて計算します。
- 会社が規定する年間休日に時間外労働を行う労働者に対しては、実際に支払われる給与額の少なくとも300%相当額を時間外労働の給与として労働者に支払われます。また、日給労働者に対しては、更に、有給休暇日の給与が支払われます。
- 労働契約解消、または、組織再編等による失業、あるいは、その他の理由により未消化の有給休暇が残る場合、労働者は、労働契約に基づく給与額100%の精算を受けることができます。

試用期間中の有給休暇に関する規定について

- 試用期間に対しても対応する有給休暇を認める会社規定があり、試用期間後に労働契約を締結した場合には対応する有給を与えて、試用期間後に労働契約を締結しない場合には対応する有給休暇分を現金で精算することは、法律に抵触しません。
- 試用期間が1ヶ月ある従業員に対して有給休暇1日を与えることは、労働時間・休憩時間・労働安全・労働衛生に関する規定に沿った有給休暇の計算方法です。
- 試用期間が6日間の従業員に対する有給休暇はゼロ日になります。

Contacts

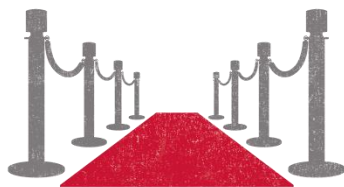
この Newsletter は、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、これら情報に基づく作為または不作為から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回の Newsletter に関するご質問や詳細情報のお問い合わせは、弊社の専門家へご連絡下さい。

Newsletter のダウンロードは

下記サイトへアクセス下さい。

www.gt.com.vn



Hanoi Office

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet
Cau Giay District, Hanoi
Vietnam
T + 84 4 3850 1686
F + 84 4 3850 1688

Hoang Khoi

Tax Partner
D +84 4 3850 1618
E Khoi.Hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 4 3850 1620
E Du.Nguyen@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 4 3850 1680
E Kaoru.Okata@vn.gt.com

Pham Ngoc Long

Tax Director
D +84 4 3850 1684
E Long.Pham@vn.gt.com

Kieu Hoai Nam

Tax Senior Manager
D +84 4 3850 1681
E Nam.Kieu@vn.gt.com

Ho Chi Minh Office

28th Floor, Saigon Trade Center
37 Ton Duc Thang Street
District 1, Ho Chi Minh City
Vietnam
T + 84 8 3910 9100
F + 84 8 3914 3748

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 8 3910 9231
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director
D +84 8 3910 9235
E Valerie.Teo@vn.gt.com

Tran Hong My

Tax Director
D +84 8 3910 9275
E HMy.Tran@vn.gt.com

則岡 智裕 (Tomohiro Norioka)

Director – Japanese Desk
D +84 8 3910 9205
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Senior Manager
M +84 8 3910 9233
E MongVan.Tran@vn.gt.com

Nguyen Bao Thai

Tax Senior Manager
M +84 8 3910 9236
E Thai.Nguyen@vn.gt.com

Questions & feedback

